

前橋市公共下水道計画区域外汚水の流入に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市公共下水道計画区域（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の予定処理区域をいう。）外の汚水の流入（以下「区域外流入」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 区域外流入をしようとする者（以下「申請者」という。）は、前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請し、許可を得なければならない。

2 前項の申請は、前橋市公共下水道計画区域外汚水の流入許可申請書（様式第1号）によるものとし、必要な書類を添付しなければならない。

3 申請者以外の者が申請をする場合は、代理人を定めて区域外流入の申請における代理人届出書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

(許可)

第3条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、次に掲げる内容のほか必要な事項を審査し、相当と認める場合は、汚水の流入について、必要な条件を付し許可することができる。この場合において、次に掲げる内容のほか必要な事項及び詳細については、別に定める運用基準によるものとする。

(1) 区域外流入に係る建築物の敷地が公共下水道本管（構造上直接流入することができない公共下水道管渠を除く。以下「本管」という。）に面する土地であること。

(2) 申請者の計画汚水排出量が、排出先の公共下水道等において、その施設能力に支障を及ぼさないこと。

(3) 設置しようとする下水道施設を自然流下方式により本管に接続することができること。

(4) 地域の環境が改善されること。

(5) 公共用水域の水質が保全されること。

(6) 前各号にかかげるもののほか、管理者が公益上必要と認める土地からの流入であること。

2 管理者は、前項による許可をしたときは、申請者へ許可書（様式第3号）を交付するものとする。

(受益者負担金相当額又は分担金相当額の納付)

第4条 申請者は、前条第1項の規定による許可を受けた土地の区分により、次に掲げる金額を取付管設置工事着手までに納付しなければならない。

(1) 前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年前橋市条例第14号）第3条に規定する受益者負担金に相当する額

(2) 前橋市公共下水道事業分担金条例（平成9年前橋市条例第28号）第4条に規定する分担金に相当する額

(3) 前橋市大胡都市計画及び宮城都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成

1 6年前橋市条例第32号) 第3条に規定する受益者負担金に相当する額

(4) 前橋市宮城地区公共下水道事業分担金条例(平成18年前橋市条例第20号) 第4条に規定する分担金に相当する額

(5) 前橋市富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成21年前橋市条例第17号) 第3条に規定する受益者負担金に相当する額

(6) 前橋市富士見地区公共下水道事業分担金条例(平成21年前橋市条例第18号) 第4条に規定する分担金に相当する額

2 前項各号に掲げる金額は、申請時において最も新しい時期に決定された単位負担金額又は単位分担金額により算定するものとする。

3 前条第1項の規定による許可を受けた土地の排水設備工事を取付管設置工事着手前に行う場合は、排水設備確認申請書を提出する前に同条第1項による受益者負担金相当額又は分担金相当額を納付しなければならない。

(受益者負担金又は分担金の免除)

第5条 前条第1項による受益者負担金相当額又は分担金相当額を納付した区域が、後日、賦課対象区域又は、徴収区域となったときは、当該区域に賦課する受益者負担金又は分担金を免除するものとする。

(取付管の設置)

第6条 取付管の設置に関して必要な事項は、前橋市公共下水道取付管設置等要綱に準ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。